

知的財産高等裁判所の創設について（とりまとめ） （案）

2003年11月28日
知的財産戦略本部
権利保護基盤の強化
に関する専門調査会

法律に規定された独立の組織として、知的財産高等裁判所を創設し、内外に対し知的財産重視の国家政策を明確にするとともに、人事・予算や訴訟運営面での知的財産重視の独立した権限を法律上確保することにより、知的財産訴訟の審理の更なる充実・迅速化を図るべきである。

I 創設の必要性とその意義

1. 知的財産重視の国家的意思表示の必要性

国際化する知的財産紛争においては、知的財産重視の国家の姿勢を明確に内外に示すことが重要。

経済のグローバル化に伴い、知的財産紛争も国際化しつつある中、我が国内において、知的財産に精通している裁判官が、知的財産紛争について適切な判断を下す体制を整備し、その存在を国の内外に示すことが肝要である。

知的財産高等裁判所の創設は、我が国が侵害に対して確固たる姿勢を貫くというメッセージを海外に対し発信することになり、今後国内への流入が懸念される模倣品等に対しても大きな抑止力になる。

国際的にも、設立の背景、管轄する事件の範囲や組織などは様々ではあるが、米、英、独などには知的財産の事件を専門的に扱う裁判所が存在し、欧州全体でも共同体特許裁判所の設立に向けた議論が進められている。また、アジアでは、韓国、タイ、シンガポールに特許に関する裁判所が設けられている。このような状況にあって、我が国の知的財産高等裁判所には、アジアを中心として世界の知的財産に関する裁判をリードしていく役割も期待される。

2. 紛争のスピード解決の重要性

知的財産の価値が高まっていく中で紛争のスピード処理、判決の予見可能性(判断の早期統一)が極めて重要。

近年の特許権侵害に対する損害賠償額の上昇に見られるように、企業経営や事業活動における知的財産の価値は増大している。また、技術の進歩は日進月歩であり、特に先端技術の陳腐化のスピードも速くなっている。

このような状況においては、知的財産紛争をスピーディーにかつ統一的に処理することが極めて重要である。裁判所における迅速かつ統一的な判断は、知的財産を創造する環境をサポートする上で重要であるとともに、事業活動の予見性を高め、知的財産に基盤を置いた事業活動の発展に資することとなる。さらに、今後国内への流入が懸念される模倣品に対しても、迅速に統一的な判断を下せる体制の整備は急務であり、また抑止効果も期待される。

3. 技術専門性への対応

技術専門的事件に対応できる裁判所の体制が必要であり、裁判所調査官、専門委員を積極的に活用。裁判官についても、技術的素養を持つ法曹有資格者及び知的財産・技術に強い弁護士への任官を推進。

技術進歩のスピードは急速であり、また今後は、先端技術の先鋭化がさらに進み、専門性が深化していくことが想定される。特に、知的財産は、技術の中でも非常に高度で専門的な知識、あるいは専門的な新しい概念の知識を対象としており、必然的に知的財産裁判は、高度かつ先端的な技術についての判断を必要とする。

したがって、知的財産高等裁判所を創設し、技術と知的財産に強い人材を配置して、国民の信頼に応える体制整備を図る必要がある。このため、裁判所調査官の権限を拡大・明確化するとともに、民事訴訟法改正により導入される専門委員の積極的活用を図ることが必要である。また、知的財産高等裁判所の裁判官には、通常訴訟と知財訴訟の経験を豊富に積んだ、技術と知的財産に適性をもった裁判官を充てる。さらに、技術的素養を持つ法曹有資格者及び知的財産や技術に強い弁護士への積極的任官を進める必要もある。その際、任官期間に

についても3年程度とすることも検討する必要がある。

なお、技術判事の問題については、知的財産高等裁判所の創設とは切り離し、別途検討することとする。

4. 知的財産重視の独立した司法行政の確立

人事、予算、訴訟運営の面での知的財産重視の独立した権限の確立など、知的財産重視の司法行政体制を法律上構築することが必要。

知的財産に関する裁判所の体制を強化する上では、司法行政面においても知的財産重視の運用が可能となるようなシステムを構築する必要がある。

- (1) 人事面では、知的財産に強い裁判官が育成されるよう、長期的視点にたったキャリアパスと人事ローテーションが可能となるシステムを構築する必要がある。また、知的財産高等裁判所の裁判官は理科系の人材が法科大学院(ロースクール)に入る目標になると同時に、知的財産・技術に強い弁護士の積極的任官を図るよう人事政策を確立することが必要である。
- (2) 予算面では、裁判官の海外留学・海外派遣、国際会議への出席等の国際交流の活性化、研修の充実による人材育成の強化、判決の英語発信や裁判官自身による情報発信等の強化といった知的財産重視の執行権限を確立することが必要である。
- (3) また、知的財産高等裁判所においては、知的財産紛争の特性と迅速化の要請を踏まえて、判断の統一のための5人合議の積極的活用や知的財産訴訟にふさわしい訴訟運営や手続を確立することが必要である。
- (4) さらに地方在住者の便宜にも十分配慮した運用を行う必要がある。

II 知的財産高等裁判所のあり方

1. 組織のあり方

A 案	T 案
知的財産高等裁判所は、 <u>第 9 番目の法律上独立した高等裁判所として創設する。</u>	知的財産高等裁判所は、 <u>東京高等裁判所の中の法律上独立した高等裁判所として創設する。</u>

2. 司法行政の独立性の確保

A 案	T 案
知的財産高等裁判所は、人事、予算、訴訟運営面についての <u>独立した高等裁判所としての権限を法律上確保する。</u>	知的財産高等裁判所は、人事、予算、訴訟運営面についての <u>東京高等裁判所内での分離独立した権限を法律上確保する。</u>

3. 裁判管轄・移送・裁判権

A 案	T 案
<p>管轄</p> <p>特許庁の審決に関する訴え 特許権等に関する訴え（注 1）についての<u>地方裁判所の終局判決に対する控訴</u></p> <p>東京高等裁判所の管轄区域内に提起された、著作権等（注 2）に関する訴えについての<u>地方裁判所の終局判決に対する控訴</u></p>	<p>管轄</p> <p>特許庁の審決に関する訴え 特許権等に関する訴え（注 1）についての<u>東京高等裁判所の管轄区域内の地方裁判所及び大阪地方裁判所の終局判決に対する控訴</u></p> <p>東京高等裁判所の管轄区域内に提起された、著作権等（注 2）に関する訴えについての<u>地方裁判所の終局判決に対する控訴</u></p>

(注 1) 特許権、実用新案権、回路配置利用権、プログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え

(注 2) 意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物についての著作者の権利を除く）、出版権、著作者隣接権若しくは育成者権に関する訴え、不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴え

A 案	T 案
<p>移送</p> <p>特許権等に関する訴えは、専門技術的事項の有無に関わらず、知的財産高等裁判所で処理することとし、<u>移送は行わない。</u></p> <p>関連・併合請求は知的財産高等裁判所で処理することとし、移送は行わない。</p>	<p>移送</p> <p>特許権等に関する訴えについての大阪地方裁判所の終局判決に対する控訴のうち、専門技術的事項を欠くものは、<u>大阪高等裁判所に移送する。</u></p> <p>関連・併合請求は知的財産高等裁判所で処理することとし、移送は行わない。</p>
<p>裁判権</p> <p><u>上記の管轄に属する事件を処理できるよう裁判権を設定する。</u></p>	<p>裁判権</p> <p><u>知的財産高等裁判所は、東京高等裁判所の裁判権を基礎とする。</u></p>

4 . 地方のニーズへの対応

民事訴訟法で認められているテレビ会議システム・電話会議システムの活用や出張尋問や検証といった証拠調べを積極的に行い、地方における司法アクセスの拡大を図る。